

広島 防災建

発行所 ☎730-0012

広島市中区上八丁堀8番10号

建設業労働災害防止協会広島県支部

TEL (082) 228-8250

印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号

有限会社 潮流社

TEL (082) 232-5616

定価 44円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「防災建」の購読料が含まれています。 3月号

令和5年度 建設業 年度末労働災害防止強調月間

(期間:令和6年3月1日~3月31日)

防災建では、年度末の労働災害防止を目的に「建設業年度末労働災害防止強調月間」を定め、各分会において2月、3月にかけて年度末安全パトロールを実施しました。

昨年度の広島県内の建設業における労働災害の発生状況は、前年同時期と比較して、死亡災害は減少しているが、休業4日以上死傷災害は24.2%増となっており、事故の型別では墜落・転落、飛来・落下災害が増加しております。

このような状況から、年度末に向けて墜落・転落災害を含む三大災害の防止を安全診断重点事項として、パトロールを実施しました。

【広島分会】3月5日に東区、西区、中区、南区・安芸地区の4つの地区で、合同庁舎改修工事、競輪場再整備工事、マンション新築工事2現場を広島中央労働基準監督署、防災建分会役員、安全指導者、地区委員、防災安全士、広島県支部職員の総勢41名で特別安全パトロールを実施しました。なお、東広島地区は雨天により中止しました。

どの現場も整理整頓、足場の点検・整備や開口部養生等の墜落・転落災害防止対策及び車両系建設機械等の作業計画の作成と作業手順の周知並びに工事関係者に対する指示・指導、作業間調整等のコミュニケーション等はおおむね良好に実施されておりましたが、一部の現場で、墜落・転落災害防止設備の整備や改善及び電気配線の整備、分電盤の回路先明示、コードリールの使用方法等について、災害防止活動の参考となる意見交換を行いました。



【呉分会】2月7日に分会の安全指導者5名で、広島県発注の河川改修工事現場の安全パトロールを実施しました。

現場では、責任者より工事概要、作業内容、安全対策等の説明を受けて点検しました。

パトロール後の講評では、場内の整理整頓、転倒防止措置、段差表示、第三者災害防止対策などは良好でしたが、安全日誌の記載内容の充実と無事故・無災害の継続をお願いしました。

目 次

- | | |
|--|---|
| ☐ 建設業年度末労働災害防止強調月間に分会で安全パトロールを実施しました 1・2・3 | ☐ 令和5年度 建設工事一斉監督実施結果 6 |
| ☐ 労働災害防止対策の徹底について(緊急要請) 3 | ☐ 労働災害発生状況 7 |
| ☐ 建設工事一斉監督実施結果 5 | ☐ 令和6年度講習計画、令和6年度登録講習計画 8 |

**河川改修工事****河川改修工事**

【福山分会】 2月16、20、22、26、27、28、29日に安全指導者22名が、管内7地区において土木1現場、建築1現場、木造15現場 合計17現場の安全パトロールを実施しました。

パトロールの後の講評では、土木現場は整理整頓、安全管理体制とも良好でしたが、交通災害防止対策をお願いしました。木造住宅工事ではヘルメット着用と墜落・転落防止、足場の崩倒壊防止、飛散防止に努めて頂くようお願いしました。

**福山地区木造住宅工事****福山地区木造住宅工事**

【三原分会】 2月21日 三原地区で出島地区岸壁工事、一般道路改良工事の2現場、28日に竹原地区で砂防激甚災害対策工事の現場を三原労働基準監督署、発注者、安全指導者の総勢8名で合同安全パトロールを実施しました。

各現場では、現場責任者より工事概要など説明を受け、現場内を視察しました。

どの現場も管理体制等は良好で、今後の工程に応じた墜落・転落の防止、重機の転倒防止、落下物等の防止、つまずきや転倒防止などの対策強化をお願いしました。

**出島地区岸壁工事****道路改良工事**

【尾道分会】 2月15日に御調、世羅、因島地区で5現場、16日に向島、尾道地区で3現場を尾道労働基準監督署、安全指導者、視察委員の総勢22名のご参加により、合同安全パトロールを実施しました。尾道地区の現場は、場内の整理整頓、作業環境の整備、第三者災害防止対策は良好に実施されており、安全書類関係もよく整備されていましたが、足場の始業前点検と補修の実施、分電盤の取扱責任者表示、吊り具の点検等について、意見交換がありました。その他の現場では、墜落・転落災害、第三者災害や重機災害防止等の更なる対策の取組みをお願いしました。

**ビル外壁改修工事****漁港海岸保全施設整備工事**

【廿日市分会】2月14日に道路の橋梁下部工事、漁港海岸保全施設整備工事現場を廿日市労働基準監督署、発注者の廿日市市、建災防分会役員、安全指導者、会員の総勢10名で安全パトロールを実施しました。

橋梁下部工事現場では、整理整頓の状況や危険個所の有無等をチェックし、仮設通路の改善をお願いしました。漁港海岸保全施設整備工事では、現場の管理状態など場内の危険の芽がないかなどを確認し、参加者からは「現場は海岸沿いの工事なので、強風や突風に対する対策を含めた安全活動を行ってほしい」といった意見交換を行いました。両現場とも場内の整理整頓、安全管理体制は良好に実施されておりました。



パトロールにご参加、ご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、完成までの無事故・無災害をご祈念申し上げます。

労働災害による死傷者数（休業4日以上）の急増に歯止めをかけるための労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

広島労働局長

令和6年2月1日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

労働災害による死傷者数（休業4日以上）の急増に歯止めをかけるための労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年の広島県内の労働災害は、12月末速報値で、前年同時期と比較して、死亡者数は3名減少していますが、休業4日以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による死傷者を除き3,096人となり、前年同時期と比較して9.6%増加しています。広島県内の死傷者数の増加率は、全国の状況と比較しても高くなっており、昨年4月から推進しております広島第14次労働災害防止推進計画（以下「14次防」という。）の目標「死傷災害の増加傾向に歯止めをかけて2027年までに減少させる」ことの達成が、計画の初年度から危うくなっております。

感染症を除く労働災害が多く発生している業種の前年同時期からの死傷者数の増加率をみると、飲食店（47.1%）、輸送用機械器具製造業（33.1%）、社会福祉施設（30.2%）、建設工事業（27.8%）で大幅な増加傾向がみられます。

また、労働災害を事故の型別でみると、全業種において転倒災害が25.7%を占めています。さらに、年齢別でみると、60歳以上の高年齢者の割合が28.1%を占めています。これらを踏まえますと、死傷災害は大幅に増加している業種の事業場だけではな

く、現に転倒災害が発生している事業場や高年齢労働者を雇用されている事業場には、現下の労働災害発生状況を踏まえた対策を確実に実施していただくことが必要です。

つきましては、貴団体におかれましては、これまでも、14次防をはじめとした労働災害防止対策の推進に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めまして労働災害による死傷者数急増に当局と危機感を共有していただき、下記の事項が会員の団体、企業事業場等におきまして着実に取り組まれるよう、周知啓発に御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 リスクの見積り及びそれに応じた措置の着実な実施

危険性・有害性に係る調査を実施し、リスクを見積った上で、それに応じたリスクの低減措置を確実に講じた上で作業を行うこと。

2 作業手順の策定及びその遵守の徹底

安全な作業手順を策定した上で、関係する労働者に作業手順を遵守徹底させるために具体的な方策を講ずること。

なお、上記1のリスク見積り結果に応じて、非定常作業の作業標準策定にも留意すること。

3 非正規社員への安全衛生教育の実施

正社員以外の労働者に対しても正社員と同様の安全衛生教育を実施すること。

4 転倒災害防止対策の徹底

転倒災害については、施設の改善、整理整頓の励行、リスクの見える化等転倒しにくい環境づくりだけではなく、転倒等リスクチェックの実施、その結果に応じた運動プログラムの導入、骨粗しょう症検診の受診勧奨等個々の労働者の転倒のしやすさや転倒した際の被害の軽減化に資する対策に取り組むこと。

なお、運動プログラムとしては、JFEスチール株式会社の取組「アクティブ体操®」が有効なツールと考えられること。

5 エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置の実施

高年齢労働者を使用する事業場は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、事業場の安全管理体制を確立し、高年齢者の特性に応じた職場環境の改善、健康や体力の状況の把握及びその状況を踏まえた取組並びに安全衛生教育を実施すること。



広島労働局 監督課からの情報提供

建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和5年12月1日から令和6年1月15日)

広島労働局 監督課

工事別 対象現場数等	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)					
監督実施現場数	7			1			0			11			65			20			104		
何らかの違反が 認められた現場数	3(42.9%)			0(0.0%)			0			5(45.5%)			42(64.6%)			13(65.0%)			63(60.6%)		
違反事業場数	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
	3	3	6	0	0	0	0	0	0	5	3	8	42	91	133	13	21	34	63	118	181
(違反率)	42.9%			0.0%						45.5%			64.6%			65.0%			60.6%		

主な事項別の違反状況（違反事業場数）

工事別 違反内容	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)					
	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
元請・注文者の責務、統括管理等	3		3							3		3	34		34	9		9	49		49
足場・通路・作業床等 (墜落防止措置)										1	3	4	21	56	77	7	15	22	29	74	103
車両系建設機械		2	2							1	1	2	1	2	3				2	5	7
クレーン等														6	6					6	6
作業主任者	1	1	2							1	1	2		4	4				2	6	8
就業制限		1	1																	1	1
特別教育、 雇入時教育等																					
感電防止														2	2					2	2
粉じん、有機溶剤等 労働衛生関係	1	1	2											5	5				1	6	7
その他（安衛法）											1	1	7	20	27	3	6	9	10	27	37

令和5年度 建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和5年12月1日～6年1月15日)

広島労働局監督課

違反状況等（条文）		違反件数
元方事業者・注文者の措置義務違反		99
安衛法 29 条 1 項	元方事業者の講ずべき措置等	46
安衛則 635 条 1 項	[安 30- 1] 協議組織の設置及び運営	1
安衛則 637 条 1 項	[安 30- 1] 作業場所の巡視	1
安衛則 646 条	[安 31- 1] 型わく支保工についての措置	1
安衛則 653 条 1 項	[安 31- 1] 物品揚卸口等についての措置	5
安衛則 653 条 2 項	[安 31- 1] 物品揚卸口等についての措置	1
安衛則 654 条	[安 31- 1] 架設通路についての措置	2
安衛則 655 条 1 項	[安 31- 1] 足場についての措置	14
安衛則 655 条 1 項	[安 31- 1] 丸太・鋼管足場の壁つなぎ	9
安衛則 655 条 1 項	[安 31- 1] 足場の作業床	13
安衛則 655 条 2 項	[安 31- 1] 足場についての措置	5
安衛則 655 条の 2	[安 31- 1] 作業構台についての措置	1
作業主任者違反		9
安衛則 18 条	[安 14- -] 作業主任者の氏名等の周知	7
安衛則 360 条	[安 14- -] 地山の掘削作業主任者の職務	1
安衛則 566 条	[安 14- -] 足場作業主任者の職務	1
クレーン等による災害防止対策違反		6
クレーン則 66 条の 2 1 項	[安 20- - 1] 作業の方法等の決定等	2
クレーン則 63 条	[安 40- 1] 検査証の備付け	1
クレーン則 70 条の 5	[安 20- - 1] アウトリガー等の張り出し	1
安衛則 28 条 1 項	[安 20- - 1] 安全装置有効保持（クレーン）	1
安衛令 13 条 3 項 17 号	[安 42- -] 規格又は構造を具備すべき機械（エレベーター）	1
建設機械等による災害防止対策違反		17
安衛令 20 条 12 号	[安 61- 1] 無資格運転（車両系建設機械）	1
安衛則 151 条の 11 1 項	[安 20- - 1] 運転位置から離れる場合の措置（荷役運搬機械）	1
安衛則 155 条 1 項	[安 20- - 1] 作業計画（車両系建設機械）	1
安衛則 155 条 3 項	[安 20- - 1] 作業計画（車両系建設機械）周知	1
安衛則 157 条 1 項	[安 20- - 1] 転落等の防止（車両系建設機械）	1
安衛則 157 条 2 項	[安 20- - 1] 転落等の防止（誘導者の配置）	1
安衛則 158 条 1 項	[安 20- - 1] 接触の防止（車両系建設機）	4
安衛則 160 条 1 項	[安 20- - 1] 運転位置から離れる場合の措置	2
安衛則 169 条の 2 8 項	[安 45- 2] 特定自主検査証票のはり付け	1
安衛則 194 条の 9 1 項	[安 20- - 1] 作業計画（高所作業車）	4
墜落・飛来崩壊等、足場等関係違反		122
安衛則 518 条 1 項	[安 21- 2] 作業床の設置	1
安衛則 519 条 1 項	[安 21- 2] 囲い等の設置	13
安衛則 519 条 2 項	[安 21- 2] 囲い等の設置が困難なときの措置	3
安衛則 521 条 1 項	[安 21- 2] 要求性能墜落制止用器具の取付設備	1
安衛則 526 条 1 項	[安 21- 2] 昇降するための設備	5
安衛則 540 条 1 項	[安 23- -] 通路	20
安衛則 544 条	[安 23- -] 作業場の床面	1
安衛則 552 条 1 項	[安 20- - 1] 架設通路	2
安衛則 562 条 1 項	[安 20- - 1] 最大積載荷重（足場）	3
安衛則 562 条 3 項	[安 20- - 1] 最大積載荷重（足場）	7
安衛則 563 条 1 項	[安 20- - 1] 作業床（足場）	44
安衛則 563 条 5 項	[安 20- - 1] 作業床（足場の墜落防止設備の原状復帰）	2
安衛則 564 条 1 項	[安 20- - 1] 足場の組立て等の作業	1
安衛則 567 条 1 項	[安 20- - 1] 点検（足場）	12
安衛則 567 条 2 項	[安 20- - 1] 点検（悪天候等後（足場）	1
安衛則 567 条 3 項	[安 20- - 1] 点検（記録（足場）	4
安衛則 571 条 1 項	[安 20- - 1] 鋼管足場の構造	1
安衛則 575 条	[安 20- - 1] 作業禁止（つり足場上での脚立等）	1
機械等による危険防止対策違反		5
安衛則 240 条 1 項	[安 20- - 1] （型わく支保工）	2
安衛則 242 条	[安 20- - 1] （型わく支保工）	2
安衛則 245 条	[安 20- - 1] （型わく支保工の組立て等の作業）	1
爆発・火災等、電気による危険防止対策等違反		2
安衛則 338 条	[安 20- - 3] 仮設の配線等	2
その他の安全衛生関係違反		19
安衛則 86 条	[安 88- 1] 計画の届出	14
安衛則 98 条の 2 2 項	[安 101- 2] 法令等の周知	1
有機則 36 条 1 項	[安 22- - 2] 空容器の処理	4

令和4年・令和5年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年1月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ ・巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	爆発 火災	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 4年	(4) 82	(1) 31												(1) 8			(6) 353
令和 5年	(2) 106			(2) 39													(4) 344

() 内は、死亡で内数

令和4年・令和5年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和4年			令和5年			増減数	令和4年			令和5年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	5	2,139	2,144	4	1,367	1,371	-773	2	108	110	1	99	100	-10	-9.1	7.3
呉	3	876	879	2	389	391	-488	1	30	31	1	26	27	-4	-12.9	6.9
福 山	4	1,321	1,325	3	828	831	-494	1	55	56		71	71	15	26.8	8.5
三 原	2	465	467	5	276	281	-186		17	17	1	17	18	1	5.9	6.4
尾 道	2	399	401	3	273	276	-125		24	24		15	15	-9	-37.5	5.4
三 次	1	537	538	1	244	245	-293		12	12		21	21	9	75.0	8.6
広 島 北	5	942	947	5	568	573	-374	1	52	53		59	59	6	11.3	10.3
廿 日 市	3	967	970	1	393	394	-576	1	49	50	1	32	33	-17	-34.0	8.4
合 計	25	7,646	7,671	24	4,338	4,362	-3,309	6	347	353	4	340	344	-9	-2.5	7.9

令和5年・令和6年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年1月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ ・巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	爆発 火災	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 5年				4		2	1							1	1		9
令和 6年	6	1					4								1		12

() 内は、死亡で内数

令和5年・令和6年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和5年			令和6年			増減数	令和5年			令和5年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央		56	56		23	23	-33		2	2		1	1	-1	-50.0	4.3
呉		22	22		7	7	-15								—	—
福 山		23	23	1	21	22	-1		3	3		4	4	1	400.0	18.2
三 原	1	14	15		21	21	6		1	1		2	2	1	100.0	9.5
尾 道		33	33		6	6	-27					1	1	1	—	—
三 次		6	6		15	15	9								—	—
広 島 北	1	16	17		8	8	-9		1	1		1	1			12.5
廿 日 市		16	16		8	8	-8		2	2		3	3	1	50.0	37.5
合 計	2	186	188	1	109	110	-78		9	9		12	12	3	33.3	10.9

令和6年度講習計画 (令和6年4月～6月末までの計画)

講習名		実施場所	受付分会	開催日		
				4月	5月	6月
技能講習	足場の組立て等作業主任者	福山市	福山分会			4～5
		尾道市	尾道分会			26～27
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	広島市	県支部			19～21
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	広島市	県支部		27～28	
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	広島市	県支部			16～17
特別教育・準じた教育	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	広島市	県支部		10・11・13	
	足場の組立て等特別教育	広島市	県支部	17		7
		福山市	福山分会		28	
		尾道市	尾道分会			18
	石綿取扱い作業従事者特別教育	福山市	福山分会			17
	自由研削と石取替え等業務	福山市	福山分会	25		
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	広島市	県支部	19		
		福山市	福山分会		23	
		三次市	三次分会			11
能力向上・安全衛生教育等	現場管理者統括管理	呉市	呉分会		15	
		福山市	福山分会			6
	足場の組立て等作業主任者能力向上(定期)教育	広島市	県支部		30	
	施工管理者のための足場点検実務者研修	広島市	県支部		30	
	建設業における熱中症予防指導員・管理者研修	広島市	県支部			4
	職長・安全衛生責任者教育	広島市	広島分会		23～24	
		呉市	呉分会			5～6
		福山市	福山分会			19～20
		尾道市	尾道分会		16～17	
		三次市	三次分会			24～25
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	広島市	県支部	15		
	建設工事に従事する労働者のための教育「建設従事者教育」(6時間)		県支部	*要請により、随時実施		

※受付状況等の詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

**令和6年度登録講習計画 (令和5年6月～8月末までの計画)**

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	実施場所	受付	6月	7月	8月
	広島市	県支部	13～14	—	1～2

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付開始日は開催日の2ヶ月前の当日です。

(但し、土・日・祝日の場合は翌営業日とします。)

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

<https://www.jcosha-hiroshima.jp/>

建災防広島県支部 (082) 228-8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228-8252
呉分会 (0823) 22-6886
福山分会 (084) 924-4320

三原分会 (0848) 63-9920
尾道分会 (0848) 22-8918

三次分会 (0824) 62-4391
廿日市分会 (0829) 31-0196